

議 事 録

令和7年12月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第30回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 西口 喜久永 玉岡 門口 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(←) 中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 橋本 折戸 喜多 <div style="text-align: right;">(計22名)</div> 吉岡	
欠席者	森田 西尾 川口(貞)	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	
議 事		
議長	みなさん、こんにちは。 先般からの農地パトロールご苦労様でした。 余談ですが、私の地元島ヶ原で作っている地酒で、神の穂で作っている酒がございまして、私が代表をしています中山間で6反ぐらいですかね、一応、私どもの目玉になっているんですけど、一方的に「止めや！！」という事で、非常に怒りを感じているところです。 理由は、作り手がいない。しかし、メンバーを見てみると、非常に若い方が多く、そんな事はないだろうと思いますけども、そういう事を言われています。 まあ、高齢化もあるんですけど、若い人がおっても農業をする気がないという事で、将来的にも心配をしております。代表の方が必ず再開すると言っておられますので、期待をしているところでございます。 そういう事で余計な話をしましたけど、只今から第30回の農業委員会月次総会を開催したいと思います。	
議長	それでは、総会の設立報告を事務局からお願いしたいと思います。	
事務局長(前川)	委員総数24名中、現在22名の委員に出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を得ておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。	
議長	次に、今回の総会の日程は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	次に、議事録署名者の指名を行いたいと思います。署名者は、⑪番の福岡委員、⑫番の田中委員にお願いしたいと思います。	
議長	本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することとなっておりますので、ご承知おきください。	
議長	それでは、只今から議事に入ります。	
議長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、いずれも報告案件ですので、一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。	
事務局(矢野)	はい、失礼します。 報告第1号の農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 総会資料1ページです。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数15件、筆数は田のみで39筆、面積は合計66,418㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。 続きまして、報告第2号、こちらは総会資料3ページからです。 報告第2号使用貸借契約の解約についてをご説明いたします。	

事務局 (矢野)	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数5件、筆数は田のみで7筆、面積は合計5,053㎡についての通知がありましたので、報告いたします。 以上です。
議長	説明が終わりました。ご発言ございませんか。
議長	ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、報告のとおりご承知おきください。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第1号 No.1～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼します。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてをご説明いたします。 総会資料4ページからです。 No.1 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は、現在52aで取得後は67aとなる予定です。 本人の農作業歴は10年で、常時従事は本人と妻が行っております。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを所有しております。 申請地につきましては、水稻を作付する予定です。 申請地は、割田になっておりまして、その片方が今回の譲受人の名義であるために名義を揃えるという目的であり、現状、譲受人がその割田全部(1枚)を耕作しているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、周辺農地に対する支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (矢野)	続きまして、No.2 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は581aで、取得後の面積は598aとなる予定です。 譲受人は、令和3年に設立された農地所有適格法人で、役員4名中4名が常時従事し、農機具は、田植え機・トラクター・コンバイン・耕運機等をそれぞれ所有され、軽トラック3台、草刈り機も所有しております。 2筆の内、2251番につきましては、現状畑作が行われておりまして、こちらについては、そのまま畑を維持することとなり、2248番につきましては、水稻を作付する予定です。 譲受人は、相続で取得したものの管理ができなくなったために譲渡人の地元で受け人を探していたところ、今回の譲受人が受ける形になったもので、譲受人につきましては、広域的に水稻を作付されておりまして、ただし、申請地につきましては、水の便が悪い状態であったため、現状を確認し前までの耕作者にも管理方法等を確認したうえで、水稻を作付すると聞いております。 したがって、当該地につきましても効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はなく、当該農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (矢野)	続きまして、No.3 明細については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は206aで、取得後は351aとなる予定です。 農作業歴は35年で、本人と妻及び母と兄が常時従事しております。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバイン・乾燥機・運搬車両・パワーショベル・堆肥散布機などを所有しております。 申請地につきましては、水稻及び露地野菜を作付予定です。 譲受人は、緑ヶ丘に住所を有しておりますが、申請地の近くに実家と農業用倉庫を所有しておりまして、耕作管理ができなくなった譲渡人から売買にて譲り受けることになった次第です。 申請地につきましては、従前からすでに譲受人が耕作管理していたことから取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺農地に影響はなく、申請地にかかる借受人はおりません。

<p>事務局 (北田)</p>	<p>失礼します。No.4です。申請内容は議案書のとおりです。 譲渡人は高齢で遠方に住んでおり、農地管理ができないことから売買するに至ったものであります。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は21aで、取得後の耕作面積は25aとなります。 農作業歴は本人が20年、夫が20年で常時従事されております。 農機具は、耕運機1台を保有し、申請地では露地野菜を栽培する計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅裏にあり、申請地の隣接にある譲受人の畑と一体で利用できることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.5です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、字界にあることから、小字は分かれています。4筆は連単しております。 譲受人は、平成29年に設立された農地所有適格法人であり、規模拡大のため休耕地を譲り受けて畑として利用するものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は365aで、取得後の耕作面積は386aとなります。 農機具は、スピードプレーヤーを1台を所有し、申請地ではぶどうを栽培する計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の事務所から車で5分以内の所にあり、周辺でもぶどうを大規模にされていることから、取得後も効率的に耕作できるものと認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.6です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、譲受人の農地と割田になっており、今まで譲受人が耕作管理してきたことから申請されたものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は89aで、取得後の耕作面積は94aとなります。 農作業歴は、本人が50年で常時従事されています。 農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを営農組合から借り受け、申請地では水稻を作付される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から10mほどにあり、これまでも譲受人が管理してきたことから取得後も効率的に耕作できるものと認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.7です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の現住所は平田ですが、川東で空き家を取得する予定です。 5筆すべての現況は畑であり、取得予定の空き家の前にあることから申請に至ったものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は7aで、取得後の耕作面積は20aとなります。 農作業歴は本人が15年で、常時従事されています。 農機具は、耕運機1台を所有し、申請地では露地野菜・ブルーベリー等を栽培される計画です。</p> <p>なお、申請地の一部に譲渡人が使用していた2a未満の農業用倉庫が建築されており、今後も引き続き農業用倉庫として利用するとの事であることから、農地法施行規則第29条第1号の届出も提出されております。</p> <p>申請地は、取得予定の空き家の前にあり、これまでも野菜や果樹等を耕作してきたことから、取得後も効率的に耕作できるものと認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.8です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人は農畜産物の生産及び売買を主として、平成21年に設立された農地所有適格法人で、伊賀市では、令和6年4月の新規営農面接審査において農業従事者として認められており、令和7年9月に伊賀市山畑地内において伊賀支店が設置されています。</p>

事務局 (北田)	<p>譲受人の現在の耕作面積は340aで、取得後の耕作面積は416aとなります。農機具は、田植え機を1台、トラクターを3台所有しており、今回売買により法人所有と個人所有の農地を譲り受け、申請地では水稻と白ネギを栽培する計画となっております。</p> <p>既に伊賀地域において、水稻や白ネギを耕作していることから取得後も効率的に耕作できるものと認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p> <p>また、報告第1号のNo.13にありますとおり、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約もなされており、申請農地にかかる借受人はおりません。以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、古山地区、河合地区、比自岐地区、西柘植地区、壬生野地区、久米地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>古山です。12月3日に現地立会を行いました。内容については、事務局の説明のとおりという事で、譲渡人、譲受人ともに近隣同士のやり取りという事で問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
福地委員	<p>No.2 石川地区です。説明させていただきます。</p> <p>事務局の説明のとおりなのですが、この水田を計画している部分につきまして、以前から耕作されていた方にその実態を確認しながら営農計画といえますか、実際、いつから動き出すのかという計画的書類も提出いただきまして、本日上程したところでございます。</p> <p>次に、No.3 円徳院地内でございますが、ここにつきましては、譲受人である〇〇さんは、ご自宅が緑ヶ丘というふうに記載されております。ご本人は次男坊であり、自宅を本宅とは違うところに持っておりますが、もともと農業に興味があるというところで、長年にわたり本宅に隣接するところの田畑を少しずつ請け負ってきた結果、現在、上程しております内容(3町5反)という面積に繋がってきております。</p> <p>事務局の説明にもありましたように、農作業をするところ、私たちが言うところの農舎ですが、実はこの何筆もある(14筆)中のほぼ中心的な部分に農舎が建てられておりまして、従前から譲渡人の〇〇さんは津市で開業医をしており、親から受け継いだ部分を今回、長らく管理運営をしていただいていた〇〇さんに渡す(願います)ところで、このような状況での上程となりました。</p> <p>2件とも現場を確認いたしました全く問題はないというふうに判断しておりますので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
松永委員	<p>No.4の比自岐・摺見地区です。</p> <p>事務局から説明があったとおりで、譲受人の身内に一元管理していくという事で、何の問題はないと確認いたしました。よろしくをお願いいたします。</p>
田中委員	<p>西柘植地区です。</p> <p>現在、休耕田ということで草が生えている状態で、今後、譲受人のぶどう畑という事で耕作されるという事で景観も良くなるとの事で何ら問題はないと思います。</p> <p>ご審議の方よろしくをお願いいたします。</p> <p>No.6です。No.6は先ほど事務局から説明のあったとおりで、11月25日に現地を確認しております。耕作は、譲受人が管理を今までされているとの事で、家の隣なんですけども、これも何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
池町委員	<p>No.7 壬生野です。10月26日に関係者一同で現地確認を行いました。</p> <p>内容につきましては、事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続いて、No.8でございますが、これにつきましては10月27日に現地確認を行いました。これにつきましても、特に問題はないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
玉岡委員	<p>同じくNo.8の久米地区です。</p> <p>先ほど事務局の説明のとおりで、守田町で耕作されていた〇〇が破産という形で現地確認を行いました。</p>

玉岡委員	当日、〇〇の〇〇さんも来られて今まで作っていた農地を確認した結果、〇〇さんの従業員として作業に従事するとの事で何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第1号 No.1～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.1～No.8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.8については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第1号 No.9～No.14について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	No.9 申請内容については、総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は506aで、取得後の耕作面積は635aとなります。 農作業歴は本人が50年で、本人が常時従事しております。 農機具は、コンバイン2台、トラクター3台、乾燥機2台を所有され、取得後は水稻を耕作されます。 譲渡人と譲受人は親戚であり、また、譲渡人は遠方で農業ができず、譲受人が以前から耕作管理されています。 また、申請地は自宅から車で5分程度で近隣であり、周辺でも多数耕作されていることから取得後も効率的に作業ができると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。 なお、本日、地元農業委員さんは欠席されておりますが、11月26日の現地立会時に問題はないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。
事務局 (勝本)	No.10 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は148aで、取得後の耕作面積は221aとなります。 農作業歴は本人が4年、子が4年で、常時従事しています。 譲受人の住所は大阪市となっておりますが、子が営む事業の都合上、大阪市内に住所を置いている方が何かと都合がいいとの事ですが、実際は上野丸之内に居住しておりまして、通作距離については、問題はございません。 農機具は、田植え機・耕運機等をリースにて確保しています。 水稻を作付される計画です。 申請地は、自宅から車で10分ほどであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません
事務局 (勝本)	No.11 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されております。 取得後の耕作面積は5aとなります。田につきましては、現況が畑となっております。トマト・きゅうり・キャベツ・なす等を作付されます。 申請地の隣に譲受人の空き家があり、申請農地とともに購入されます。 農作業歴は2年で、譲受人の姉が既に諏訪地内に今回購入する空き家とは別の空き家を購入し移住しており、当該申請地を移住後から耕作されており、今回、姉と共に耕作をしていく計画です。

事務局 (勝本)	<p>申請地は、購入する空き家の隣地であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p> <p>本日、諏訪地区の農業委員さんにご欠席されておりますが、11月26日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとのご意見をいただいております。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.12 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されております。 取得後の耕作面積は7aとなります。 トマト・きゅうり・大根・白菜・ブルーベリー等を作付されます。 申請地の隣に譲受人の空き家があり、申請農地と共に購入されます。 申請地は、購入する空き家の隣地にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p> <p>こちら先ほどのNo.11同様、諏訪地区の農業委員さんにご欠席されておりますが、11月26日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとのご意見をいただいております。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.13 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は156aで、取得後の耕作面積は159aとなります。 農作業歴は本人が30年、妻が20年、子が10年で常時従事しています。 譲渡人は相続により農地を取得いたしましたが、遠方であるため休耕地となっていたことから譲受人が引き受けて耕作することになり、申請に至ったものです。 農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有しています。申請地では野菜を作付される計画です。 申請地は、自宅から車で5分ほどであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません</p>
事務局 (勝本)	<p>No.14 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は301aで、取得後の耕作面積は420aとなります。 譲受人は、平成15年に設立された農地所有適格法人で、役員1名を含め構成員2名が常時従事し、農機具は、トラック2台、トラクター1台、耕運機1台等を所有しています。 田においては、水稻、畑においては、ネギを耕作する計画です。 譲受人の住所は奈良県大和高田市となっておりますが、笠部地区に作業所兼農舎を所有しており、効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。 以上です。</p>
議 長	<p>はい、只今の説明に関連して、花之木地区、猪田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
門口委員	<p>No.10です。 11月17日に現場を確認いたしました。 詳細は事務局から説明がありましたように、以前から親子で管理をされていて、作業内容の一部はお願いしている部分もありますけども、すべて丸投げにならないように状況を確認しながら継続してくださいという事を伝えており、問題はないと思います。</p>
川口委員	<p>No.13です。 この上之庄の農地については、問題はございません。 No.14につきまして、田んぼについては、きれいに整備されていて問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。</p>
西田委員	<p>No.14 なんですけど、この適格法人ですが、3町(3ha)ぐらいやってくれていますけど、これ、伊賀市で3町(3ha)耕作されているんですか？</p>

事務局 (勝本)	はい、そうです。
西田委員	何をやられていますの？ 今の説明で田植え機は持たれているとの事ですが、コンバインは保有していないようですが、トラックとトラクターだけで何をされるの？
事務局 (勝本)	田については水稻を作付する予定で、刈取りの際は機械を借りて作業するとの事のように、畑については、ネギを作付する予定です。
議 長	他にございませんか。 無いようですので、質疑を終結し採決いたします。
議 長	議案第1号 No.9～No.14について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第1号 No.9～No.14について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.9～No.14については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第1号 No.15～No.22について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (山出)	No.15 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は86aで、先ほど報告第1号で報告させていただいたとおり、賃貸借の合意解約がなされ、今回、当該農地を贈与により取得されたため、取得後の耕作面積は100aとなります。 農作業歴は本人が40年で、本人が常時従事されています。 農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機等を保有しています。 申請地については、自宅から車で5分程度に位置する小田町の遊水地に位置する農地で、水稻を作付する計画で、以前から申請地の田んぼを耕作していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。 また、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局 (山出)	No.16 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は無く、取得後の耕作面積は1aとなります。 農作業歴はありませんが、本人が常時従事する予定です。 営農計画書によりますと、耕運機・草刈り機等を所有しており、自家消費程度の野菜を作付する計画です。 今回の申請につきましては、譲渡人が義両親から相続で引き継いだ農地について、本人も高齢で農作業が困難となってきたことから、農作業をしていただける方を探していたところ、知人の紹介で譲受人が今回、贈与という形で当該農地を取得し自家消費程度の野菜を栽培する予定で、申請地についても自宅から10分程度で効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 また、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局 (山出)	続きまして、No.17 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は8aで、取得後の耕作面積は11aとなります。 農作業歴は本人が7年で、本人が常時従事する予定です。 今回の申請につきましては、譲渡人が県外へ引っ越しされ、農地の管理ができなくなったため、譲渡人の近所に居住している譲受人が当該農地を取得し耕作することになり、申請に至ったものです。

事務局 (山出)	<p>農機具については、耕運機・草刈り機を所有しており、自家消費程度の野菜を作付する計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の家の裏にあり、近隣でも耕作していることから効率的に活用できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.18 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は146aで、取得後の耕作面積は173aとなります。</p> <p>農作業歴は本人が44年、妻が20年で、本人と妻が常時従事する予定です。</p> <p>今回の申請については、従来居住していた場所が三重県の公共事業の対象地となり、立ち退きになったことから代替地として農地を取得し、耕作することになり申請に至ったもので、このあと議案第2号 農地法第5条の許可申請のNo.8番と一連の申請となっております。</p> <p>農機具については、トラクター1台・耕運機3台・田植え機1台を所有しており、申請地では水稻を作付する計画です。</p> <p>申請地は、現居住地から5分程度の場所に位置し、近隣でも耕作していることから効率的に活用できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.19 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は55aで、取得後の耕作面積は79aとなります。</p> <p>農作業歴は本人が7年、父が22年で、本人と父が常時従事しています。</p> <p>農機具については、トラクター・田植え機・梨の消毒機・乗用の草刈り機をそれぞれ1台保有しており、申請地につきましては、水稻及び梨の受粉用樹木を栽培しています。</p> <p>今回の申請については、親子間の贈与で譲渡人が高齢となり、農作業が困難になってきたため、娘である譲受人が農地を譲り受けるもので、今までも父親といっしょに作業を行ってきたこともあり取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p> <p>なお、申請地にかかる借受人はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.20 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は無く、取得後の耕作面積は1aとなります。</p> <p>農作業歴は本人及び妻が20年で、本人及び妻が常時従事する予定です。</p> <p>営農計画書によりますと、機械等はありませんが一般的な農機具を所有しており、自家消費程度の野菜を作付する計画です。</p> <p>譲受人については知人の紹介で数年前に引っ越してこられ、今回、譲渡人の転居に伴い居宅地の裏にある農地を譲り受けました。</p> <p>申請地については、購入した家の裏にあり、効率的に活用できると認められます。</p> <p>なお、申請地にかかる借受人はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.20 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は無く、取得後の耕作面積は16aとなります。</p> <p>農作業歴は本人が3年で、本人が常時従事しています。</p> <p>営農計画書によりますと、農機具については耕運機・草刈り機を保有しており、申請地につきましては、野菜等を作付する計画です。</p> <p>また、当該地に200㎡未満の農業用施設用地が存在するため、農地法に伴う農地転用の届出書も提出いただいています。</p> <p>今回の申請につきましては、姉妹間での贈与で譲渡人が親から相続を受けましたが、本人も高齢と市外で居住されていることから、農作業が困難になってきたため、妹である譲受人が農地を譲り受けるもので、申請地も譲受人の家の前にあり、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p> <p>なお、申請地にかかる借受人はありません。</p>

事務局 (山出)	<p>それでは最後、No.22です。詳細については議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は無く、取得後の耕作面積は0.09aとなります。農作業歴はありませんが、本人が常時従事する予定です。</p> <p>営農計画書によりますと、農機具については耕運機・草刈り機を所有しており、自家消費程度の野菜等を作付する計画です。</p> <p>譲受人については、この度、知人の紹介で農地付きの空き家を購入、現在、大阪府大東市在住の65歳の方で、まだ大阪で会社勤めをされており、定年後にはこちらへ移住する予定です。</p> <p>現在は、購入した家の片づけやリフォームなどで定期的に訪れているとの事です。</p> <p>申請地については、購入した家の敷地内にあり、効率的に活用できると認められます。なお、申請地にかかる借受人はおりません。以上です。</p>
議長	只今の説明に関連して、小田地区、中瀬地区、阿保地区、上津地区、種生地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
玉岡委員	<p>No.15 小田です。</p> <p>この申請については、小田地区の農地利用最適化推進委員の案件でして、事務局の説明でもありましたように問題はないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>No.16です。この申請も小田地区の案件でして、この地は遊水地で農地パトロールでも所有者等の確認に苦慮する場所で、今回、3条で所有権の移転という事できちんと作ってくれと思います。</p> <p>また、境界等もはっきりとするのでよかったですのではないかと思います。問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
西田委員	<p>No.17 中瀬地区です。</p> <p>この件につきましては、事務局の説明のとおり引っ越しに伴う農地の売買という事で問題はないと思います。</p> <p>続いてNo.18 これにつきましては、寺田橋の架け替え事業により立ち退き対象となったようですが、代替地も県から数カ所候補あったみたいですが、この地を選ばれて移転してくるとの事で、内容については事務局の説明のとおりです。</p> <p>No.19です。これについては、梨の受粉木の管理と水稻作付という事で、今までも親子で管理されてきたようですので、問題はないと思います。</p>
折戸委員	<p>No.20です。内容については、事務局の説明のとおりで、家の裏の農地を譲り受けて野菜等を作付するとの事で、内容については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>続いて、No.21です。これも事務局の説明のとおりで、姉妹間の贈与という事で何ら問題はないと思います。</p>
喜多委員	<p>No.22です。内容については、事務局の説明のとおりで、大阪在住の方が家を購入されて、家に付帯する農地を管理するとの事で何ら問題はないと思います。</p> <p>ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第1号 No.15～No.22について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.15～No.22について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.15～No.22については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号 No.1～No.4について、事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局 (矢野)	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>総会資料7ページをご覧ください。</p> <p>No.1 明細は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は一部農振農用地が含まれていましたが令和7年4月2日付で除外の決定がなされ、伊賀市役所阿山支所の北東約200mの農地であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>申請農地は、2,524㎡ですが、雑種地や用途廃止をする里道を含めると計画面積は2,988.46㎡となります。</p> <p>施設の概要は、コンビニエンスストアの建築で、賃借人とコンビニエンスストアの経営者との間で賃借契約が交わされています。</p> <p>工事計画については、道路高さまで盛土を行い、隣接農地との境界には擁壁を設けません。給水は北川道路埋設管より引き込み、汚水は公共下水道に直結放流します。雨水は敷地内の周囲にU字溝を新設し、既設水路に放流します。</p> <p>また、都市計画法に基づく開発許可申請中であることを確認しています。</p> <p>主要地方道甲南阿山伊賀線沿いの交差点付近にあたり通学路でもあるため、教育委員会等関係機関との間で十分な協議がなされていることを確認済みです。</p> <p>また、既存の農道の用途廃止に伴う付け替えを行うにあたり、進入口や入車角度等が十分確保されていることも確認済みです。</p> <p>地元地区や水利組合、隣接する土地所有者及び耕作者には申請内容を説明済みであり、周辺農農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.2とNo.3は譲受人が同一の案件ですので併せて説明させていただきます。</p> <p>申請地は、伊賀神戸駅から北へ1kmに位置し、譲受人の所有する駐車場の隣地にあり、いずれも第2種農地に該当します。</p> <p>申請法人の株式会社〇〇は、平成11年に設立された法人で、旅客輸送事業等を行っていることから、No.2とNo.3を合わせて事業用駐車場10台分増設することになり申請されたもので、今回の転用はやむを得ないと判断します。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年12月31日までの予定です。</p> <p>土地造成については、地盤改良のうえ10cmの砕石を敷く計画です。取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透にて処理をします。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.4 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、伊賀神戸駅より北西へ500mほどに位置し、第2種農地に該当します。</p> <p>また、報告第1号 No.7、No.8にありますとおり、農地の賃貸借契約について農地法第18条第6項の規定による合意解約の手続きもすでになされています。</p> <p>申請法人は、昭和41年7月に設立され、太陽光を利用した発電装置の設置及び販売等を営んでいます。</p> <p>申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ、了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年1月30日までの計画で、太陽光パネルを156枚設置します。</p> <p>土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をします。</p>

事務局 (北田)	資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、発電事業者と小売電気事業者との間で電気売買契約が締結されていること及び小売電気事業者が経済産業省の小売電気事業登録も受けていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、河合地区、神戸地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
福地委員	No.1 河合地区です。 11月27日に関係者一同で現地確認を行いました。先ほども事務局から説明のありましたとおり、県道甲南阿山伊賀線で阿山支所に入る交差点にコンビニが設置されるという事で、関係機関との協議もなされているという事で問題はないと判断いたしました。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
松永委員	No.2、No.3 神戸地区です。 11月28日に関係者一同で現地立会を行いました。いずれの申請も〇〇さんの車両置き場として活用されるという事で何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。 続いて、No.4です。 ここについても11月28日に現地立会を行いました。この箇所については太陽光発電という事で、支障もなく何ら問題はないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.1ですが、この箇所については、なんで農振の除外ができたの？
事務局 (矢野)	阿山支所(官公庁の庁舎)から半径300m以内に位置するため、第3種農地に該当するためです。
西田委員	除外する目的がコンビニの建築なら除外できるの？
事務局 (矢野)	コンビニの設置という事だからではなく、申請地が農振の除外を行った後、度の農地区分に該当するかによって違いますが、今回の申請では、除外後、第3種農地に該当するため、転用は可能という事になります。
西田委員	そういう事なら、インターチェンジや官公庁から300m以内というなら、なんでもできてしまうというのはおかしいのでは？
事務局 (矢野)	法令に則しているため問題はありません。
議長	他にございませんか。ご意見がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
議長	議案第2号 No.1～No.4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第2号 No.1～No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.4については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第2号 No.5～No.8について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	No.5です。申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、佐那具町コミュニティセンターから北へ30mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。

<p>事務局 (岡嶋)</p>	<p>施設の概要は、資材置場として利用するものです。 譲受人の株式会社〇〇は、平成2年12月21日に設立され、主にフレームカバー機械加工、組み立て一式を行っている会社で、国道25号線沿いで西条にも伊賀工場があります。</p> <p>土地造成は西側にブロック擁壁を設置し、約30cmの盛土を行います。 取水・汚水・雑排水はなく、雨水排水は自然浸透及び西側既設水路にて処理をします。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はありません。 耕作されていない農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>No.6です。詳細については議案書のとおりです。 申請地は、JR伊賀上野駅から南に250mで三田地区の「とろろ庵」の北30mほどの土地で、第3種農地と判断します。</p> <p>譲受人の〇〇合同会社は、令和元年9月9日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。</p> <p>施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。 申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。</p> <p>土地造成は整地のみで設置後は人為的に草刈りを実施します。 取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。また、周囲にフェンスを設置し、太陽光パネルを118枚設置、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年3月末日までの計画です。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に支障はありません。 本日、三田地区の農業委員さんにご欠席されておりますが、11月26日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとのご意見をいただいております。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>No.7 詳細については議案書のとおりです。 申請地は、上之庄公民館から北西に250mほどに位置した第2種農地と判断します。 譲受人の株式会社〇〇は、令和3年9月22日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。</p> <p>施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。 申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。</p> <p>土地造成は整地のみで設置後は人為的に草刈りを実施します。 取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。また、周囲にフェンスを設置し、防草シートを敷設します。太陽光パネルを168枚設置、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年5月31日までの計画です。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>No.8 詳細については議案書のとおりです。 申請地は、中瀬地区市民センターから北へ約700mに位置する土地で、土地改良事業または、これに準ずる事業で特定土地改良事業の施行にかかる区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、令和7年11月18日付で農振農用地の除外を受けています。</p>

事務局 (山出)	<p>施設の概要につきましては、先ほど議案第1号「農地法第3条の許可申請」のNo.18番でも説明をさせていただきましたとおり、県の公共事業により立ち退きとなり、代替地を取得し、その場所に新居建築及び進入路用地として利用する計画で、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>土地造成は整地のみで、取水は伊賀市上下水道を利用、汚水雑排水は浄化槽を利用、雨水は自然浸透及び既設水路に自然放流とします。</p> <p>資金計画については、立ち退きに伴う補償金関係の書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地関係者にも申請内容を説明済みであり、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、猪田地区、中瀬地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
高田委員	No.5 府中地区です。 11月27日に現地確認を行いました。譲受人の〇〇さんについては、佐那具地内に工場があり、今回、その製造用資材の置場として活用するもので問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。
川口委員	No.7 猪田です。 この申請地の上之庄のところについては、よく通るところでなんですが、荒れるのも時間の問題であったんですけど、今回、太陽光という事で問題はないと思います。 よろしくご審議お願いします。
西田委員	No.8 中瀬です。 この5条申請については、先ほども3条で説明させていただきましたとおり、寺田橋の架け替え工事の対象地の伴う代替地という事で居宅を建築するとの事で事務局の説明のとおりで問題はありません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第2号 No.5～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第2号 No.5～No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.5～No.8については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第3号「非農地証明下付願いについて」を議題といたします。
議 長	議案第3号 No.1について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	<p>議案第3号「非農地証明下付願い」について説明いたします。 総会資料9ページです。</p> <p>No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、平成10年ごろに植林し、現在も山林として利用しています。 周囲の状況や木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく非農地として問題はないと判断します。</p>
議 長	只今の説明に関連して、花垣地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	花垣です。先ほどの事務局からの説明のとおりで平成10年ごろに植林されたとの事で農地への復活は難しいと思われますので、問題はないと思います。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議長	議案第3号 No.1について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号 No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「非農地証明下付願いについて」No.1については、原案のとおり証明することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第4号「農地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (勝本)	失礼します。総会資料10ページをご覧ください。 議案第4号「農地利用集積等促進計画について」を説明いたします。 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定より、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。 ついては、利用権が設定された土地が新規設定41件、再設定249件で、田:1,049筆、畑:5筆で計画面積は合計1,932,403.91㎡です。 利用権が設定された農地として、議案書 29～30ページ
	河合地区 整理番号 375～377 3件 筆数 3筆 面積 4,301㎡
	議案書 30ページ
	鞍田地区 整理番号 378 1件 筆数 1筆 面積 1,397㎡
	議案書 32ページ
	河合地区 整理番号 379 1件 筆数 7筆 面積 9,313㎡
	議案書 33～60ページ
	鞍田地区 整理番号 380～433 54件 筆数 228筆 面積 317,774㎡
	議案書 61ページ
	玉瀧地区 整理番号 434 1件 筆数 2筆 面積 2,059㎡
	議案書 62～79ページ
	依那古地区 整理番号 435～469 35件 筆数 140筆 面積 250,862.91㎡
	議案書 80～101ページ
	依那古・比自岐地区 整理番号 470～510 41件 筆数 108筆 面積 209,578㎡
	議案書 102ページ
	神戸地区 整理番号 511 1件 筆数 3筆 面積 458㎡
	議案書 103～104ページ
	西柘植地区 整理番号 512～513 2件 筆数 4筆 面積 6,991㎡
	議案書 105～108ページ
	壬生野地区 整理番号 514～517 4件 筆数 18筆 面積 22,755㎡
	議案書 109～116ページ
	山田地区 整理番号 518～524 7件 筆数 28筆 面積 38,430㎡
	議案書 117～119ページ
	阿波地区 整理番号 525～527 3件 筆数 3筆 面積 4,148㎡
	議案書 120ページ
	新居地区 整理番号 528 1件 筆数 1筆 面積 512㎡

	<p>議案書 121～163ページ</p> <p>友生地区 整理番号 529～610 82件 筆数 317筆 面積 767,350㎡</p> <p>議案書 164～190ページ</p> <p>猪田地区 整理番号 611～662 186件 筆数 186筆 面積 281,525㎡</p> <p>議案書 191ページ</p> <p>島ヶ原地区 整理番号 663 1件 筆数 1筆 面積 1,077㎡</p> <p>議案書 192ページ</p> <p>阿保地区 整理番号 664 1件 筆数 4筆 面積 9,751㎡</p> <p>です。 続きまして、売買事業について説明させていただきます。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>はい、失礼します。 総会資料193ページをご覧ください。</p> <p>整理番号665 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、川西の〇〇さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田:1筆、面積は1,154㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和8年2月24日を予定しています。</p> <p>続きまして、整理番号666 所有権の移転を受ける者は、緑ヶ丘東町の〇〇さん 所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田:1筆、面積は1,154㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和8年2月24日を予定しています。</p> <p>整理番号667 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、神奈川県川崎市の〇〇さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田:1筆、面積は585㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和8年2月24日を予定しています。</p> <p>続きまして、整理番号668 所有権の移転を受ける者は、緑ヶ丘東町の〇〇さん 所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、川西地内の田:1筆、面積は585㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和8年2月24日を予定しています。</p>
事務局 (勝本)	<p>以上の農地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。</p> <p>以上が農地利用集積計画の説明となります。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案について」は、計画案のとおり意見の決定をすることといたします。
議長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。

事務局長 (前川)	<p>はい、私の方から連絡事項といえますか、事務局を代表して委員の皆様一言お礼を申し上げます。</p> <p>本年も残すところ20日余りとなり、今回の総会で本年最後となりました。</p> <p>日頃、委員の皆様には各申請にかかる現地の立会や月次総会での審議、日頃の農地利用最適化活動、直近では農地パトロール等で大変お世話になりました。</p> <p>おかげをもちまして、スムーズな業務推進ができましたことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>最近、インフルエンザ等が流行しておりますが、委員の皆様方におかれましては、体調に十分ご留意いただき、委員活動にご尽力いただきますようお願いいたします。</p> <p>少し早いですが、良いお年をお迎えいただき、来年も引き続きよろしくようお願いいたします。</p> <p>本年は大変お世話になり、誠にありがとうございました。 以上です。</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして、第30回月次総会を閉会したいと思います。</p> <p>来年(次回)の総会は、令和8年1月9日(金)の13:30からこの場所で実施いたしますので、良いお年をお迎えいただき、皆さん元気で次回の総会への出席をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。 来年もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、また、来年・・・</p>

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 8年 1月 9日

会 長

坂本 榮二

Ⓜ

議事録署名者

福岡 健二

Ⓜ

議事録署名者

田中 康俊

Ⓜ